$\overline{}$
傍
線の
部部
引分
カは
改
正
部
分

法の別表第○四○二・一○号の二の台に規定する政令で定める施法の別表第○四○二・一○号の二の台に規定する政令で定める施法の別表第○四○二・一○号の二の台に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子ともに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)の規定に基づき都道府県が児童相談所設は、次に掲げるものとする。	(児童福祉施設等の指定) (児童福祉施設等の指定) (児童福祉施設等の指定) (児童福祉施設等の指定) (児童福祉施設等の指定) (児童福祉施設等の指定) (児童福祉施設等の指定) (児童福祉施設等の指定)	改正案
	(児童福祉施設の指定) (児童福祉施設の別表第○四〇二・一〇号の二の円に規定する政令で第六十四年法律第百六十四年法律第三十条第一項に規定する施設のうる法律第三十九条第一項に規定する施設のうる法律第三十九条第一項に規定する施設のうる法律第三十九条第一項に規定する施設の言言と表語である。 (児童福祉施設の別表第一項に規定する施設の言言と表語である。 (児童福祉法・田本・一の一の一の一に規定する施設の言言と表語である。 (別述を表語である。 (別述を表語であ	現行

三 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十項の規定による助成を受けている施設 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設 第五十九条の二第一項の規定 による助成を受けている施設 る施設

3	2	第	
(省 略) (省 略) に対定する旅影とする	第○四○二・一○号の二の☆に規定する政令で定める施設は、法の別表第一第○四○二・一○号の二の☆及び法の別表第の指定)に規定する児童福祉施設とする。	福祉施設は、関税定率法施行令第六十五条第一項(児童福祉施設等第一の三第〇四〇二・一〇号の二の円に規定する政令で定める児童第四十五条 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の円及び法の別表(児童福祉施設等の指定)	改正案
2	、 関 の 税 三		
同	に 規 定	第四十五条 第四十五条 (児童福	
上	に規定する児童福祉施設とする。	は第 ・祉	現
	0	、関税定率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)○四○二・一○号の二の□に規定する政令で定める児童法の別表第一第○四○二・一○号の二の□及び法の別表施設等の指定)	行